



2023年度 「ディープテック・スタートアップ 支援基金／国際共同研究開発」

(対象国：カナダ、チェコ共和国、フランス共和国、
スペイン王国、オランダ王国、シンガポール共和国、英国)

－公募説明資料－

2023年11月

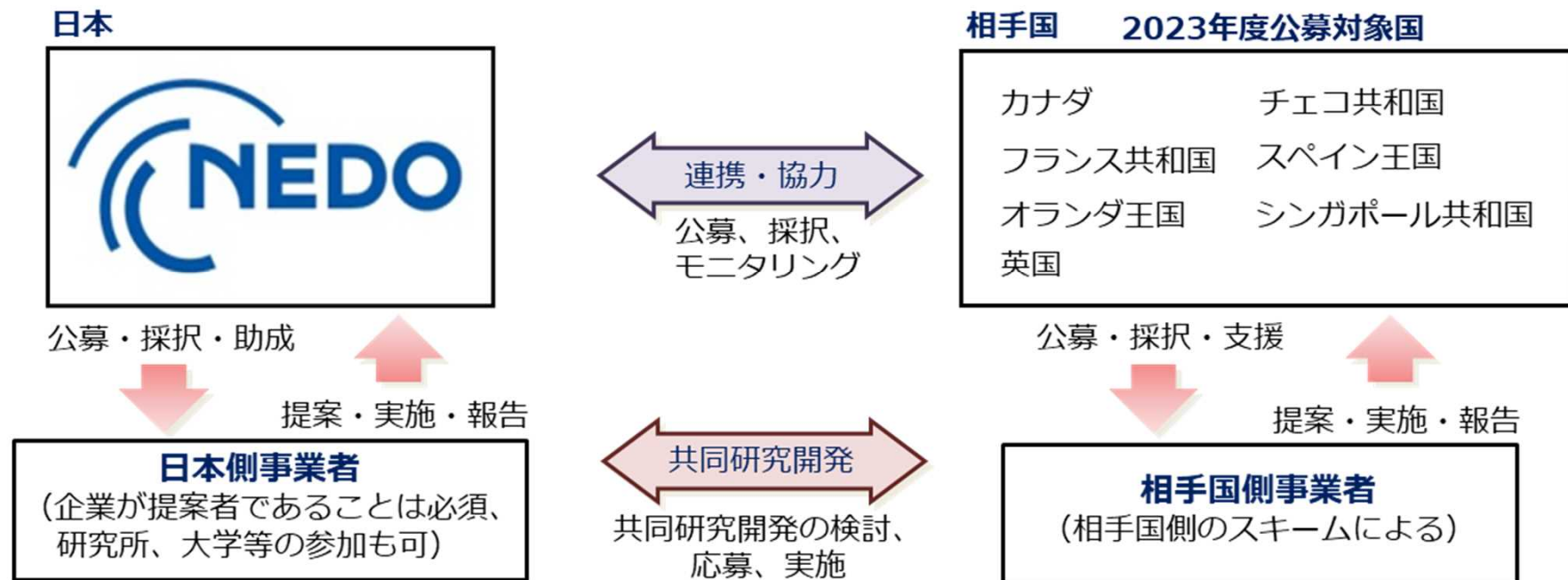
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国際部

1. 事業概要
2. 助成事業開始までの流れ
3. 本助成事業に係る規程等
4. 応募要件
5. 応募方法
6. 助成先の選定方法
7. 留意事項について
8. 参考
9. 公募に関する問い合わせ

- ① ディープテック・スタートアップが海外市場への展開を目的として海外企業と行う共同研究開発に対し、NEDOと相手国側の**イノベーション支援機関（公的支援機関）が並行して、それぞれ自国企業の研究開発費用の一部の助成等を行う。**
- ② 相手国側事業者が**相手国側の公的支援機関から支援を受けることを前提**とする。
- ③ **応募要件や助成規模は、国によって異なる。**

事業スキーム

欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークであるEureka（※1）のGlobalstars（※2）スキームを活用した多国間共同公募方式で実施する。



(※1) Eureka (<https://www.Eurekanetwork.org/>) とは、1985年に発足した欧州を中心とする各国の研究開発・イノベーション支援機関の国際的なネットワークです。45か国以上が加盟しています。

(※2) Eureka Globalstars (<https://www.eurekanetwork.org/countries/spain/globalstars/>) とは、Eureka加盟国以外の国（日本など）が、複数のEureka加盟国との共同公募を実施することができるEurekaの公募スキームの一つです。事業提案及び実施は日本を含む二国間・多国間いずれでも構いません。つまり、提案者は対象7か国のうち1か国以上の企業との共同研究開発を提案することが可能です。

2. 助成事業開始までの流れ

詳細は公募要領P.13-15を確認ください

04

※提出書類の提出（～1/31）

①事前書面審査（2月上旬～3月中旬）



・ **応募要件審査**

※財務状況や研究体制について**代表者面談**等を実施する場合あり

②外部有識者による採択審査委員会（3月下旬～4月上旬）



・ **提案書の審査**（審査基準は本スライドP15に記載）

・ **助成事業者候補を選定**

※提案者に**プレゼン発表**をお願いする場合有り。

③NEDOによる契約・助成審査委員会（4月上旬）



・ **実施者決定**

← **NEDOは相手国側の公的支援機関での採択を確認**

④最終採択決定及び通知（4月下旬～5月上旬）



← **事業者は交付申請書と共同研究契約**

（以下「CA（Consortium Agreement）」）を提出

⑤助成金交付決定、事業開始（5～7月予定）

(1) ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発費助成金
交付規程（及び各種様式）

内容：本助成事業に係る**NEDO交付業務の基本ルール**を記載したものの

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

(2) 2023年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 **事務処理マニュアル**

内容：**採択通知以降の事業者向けの事務処理方法**を記載したものの

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(1) 提案者となる助成対象事業者

※公募要領から主要な要件のみ抜粋

助成対象事業者は、次の要件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、**本邦の企業**であることが必要であり、本助成事業への応募時点から助成事業終了時点まで、これらの**要件を全て満たしている必要**があります。なお、次の要件を満たす、複数社で共同提案することも可能です。

- ① **日本国内に主要な研究開発拠点を有する未上場の日本の中小企業**、又は、当該企業を代表とし、その他の企業、研究機関、大学等が参加した日本側事業者であること。
- ② 相手国側企業等と国際共同研究開発プロジェクトを実施する見込みであって、当該企業等と**CAを締結する**ことができること。
- ③ 中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす**中小企業に該当する法人**であってかつ、**みなし大企業**（※1）**に該当せず**、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

（※1）本助成事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数2分の1以上を占めている企業

④大企業の持分法適用会社ではないこと。

ただし、**J-Startup、J-Startup地域版に選定されている企業**であり、財務状況により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、③に掲げるみなし大企業や、④に掲げる大企業の持分法適用会社であっても、**本助成事業に応募することを可能**とする。

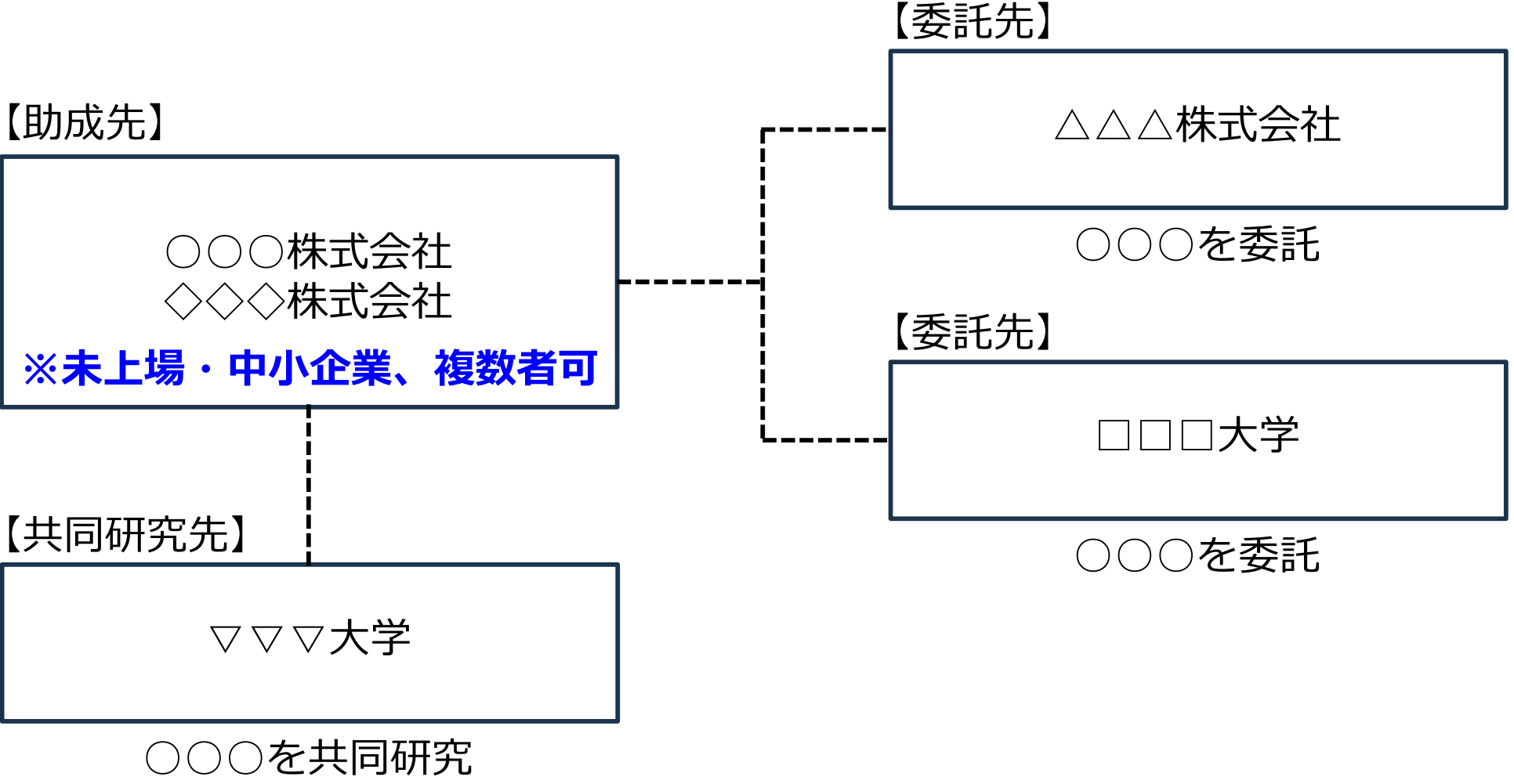
(2) 助成対象事業

次の①～③の要件のすべてを満たす事業を、助成の対象とします。

- ①**経済産業省所管の鉱工業技術**（量子、AI、ロボティクス、半導体、電子機器、エネルギー・環境、バイオテクノロジー、新素材、医療機器、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であること。また、医薬品開発及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、創薬支援技術の開発や、医薬品開発を加速する支援技術の開発、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。
- ②**具体的技術シーズがあって、技術開発要素がある**ことが想定されること。
- ③競争力強化のための**イノベーションを創出するもの**であること。

4. 応募要件

日本側の実施体制（例）



【共同研究先】、【委託先】として大企業が参画することは可能

(3) 助成対象期間

- 助成対象期間は、**2～4年程度**。
- 助成事業開始には、相手国側企業等との間で締結した**CAが必要**。
- 事業開始は2024年5～7月を予定**。
- 最初に交付する期間は、**事業開始日から最大で2026年度末**。
- 2026年度末を超える事業については、**2026年9月頃にステージゲート審査**（SG審査）を実施。計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合あり。

当初交付期間 → 交付延長期間 -----> **2026年度末**

想定されるケース	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度				2028年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
事業開始：2024/7 助成対象期間：2年 (SG審査：無し)																				
事業開始：2024/7 助成対象期間：3年 (SG審査：有り)																				
事業開始：2024/7 助成対象期間：4年 (SG審査：有り)																				

4. 応募要件

詳細は公募要領P.9を確認ください

10

(4) 助成対象費用

交付規程第6条、事務処理マニュアルを参照

項目
I. 機械装置等費
1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費
II. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費

項目
III. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
IV. 委託費・共同研究費

助成対象費用の総額の50%未満

外注費：助成事業の遂行に必要な、加工・分析等の**請負外注に係る経費**

委託費：助成先が、助成事業の一部を第三者に**委託するのに要した経費**

共同研究費：助成先が、助成事業の一部を第三者と**共同で実施するために負担した経費**

(注意) 相手国企業側の費用は、NEDOの助成の対象とはなりません。

(相手国側公的支援機関の制度により支援を受けます)

消費税は助成対象費用に含まれません。

(5) 助成対象範囲

提案者が提案書に記載した研究開発の実施内容のうち、**NEDOが交付決定を行うもの**が、本助成事業における助成対象となります。従って、**助成事業期間内の内容に限られる**ことと、交付に当たっての条件を満たす範囲となることにご留意ください。

(6) 補助率、及び助成金の額

助成対象費用の**3分の2以内**、助成金額の**上限は1億円／件**

(1) 提出書類

[A] NEDO様式

本公募のHPからダウンロード、**日本語作成、PDF形式**にすること

https://www.nedo.go.jp/koubo/AT092_100217.html

No.	提出書類	形式
A1	(様式第1) 提案書	PDF
A2	(別添1) 事業成果の広報活動について	PDF
A3	(別添2) 非公開とする提案内容	PDF
A4	(別添3) 主任研究者研究経歴書の記入について	PDF
A5	(別添4) 利害関係の確認について	PDF
A6	(別添5) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (任意)	PDF
A7	(別添6) 提出書類チェック票	PDF
A8	(別添7) 積算表 (助成年度分)	PDF
A9	知的財産権等の取り扱いについて規定した相手国企業とのCAのドラフト (英文)	PDF
A10	e-Rad応募内容提案書 (本公募要領 4. (6)、及び別紙1参照) 応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロード	PDF
A11	会社案内 (会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書) (提案者毎)	PDF
A12	直近の事業報告書 (提案者毎)	PDF
A13	直近3年分の財務諸表 (原則、円単位: 貸借対照表、損益計算書 (製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む)) (提案者毎) 審査の過程で追加資料の提出を求める場合がある。	PDF

[B] Eureka様式

下記URLのEureka“SmartSimple”Formにて、**オンライン英文入力**・提出。
入力方法は公募要領 別添 8 を参照してください。

<https://Eureka.smartsimple.ie/>

No.	提出書類	形式
B1	Eureka“SmartSimple”Form 日本側事業者と相手国側事業者の両者が英文入力する必要があります。相手国側事業者が入力した後、日本側事業者が紐付けて入力・提出してください。 (逆も可能)	オンライン入力
	オンラインで提出した全頁の写しをPDF形式にて提出してください。	PDF形式

応募にあたっての注意点：

- 提案書、役割分担、CAの**相手国企業との調整は、提案者が提案前までに自ら行う必要**があります。
- 相手国側の応募要件、応募方法等については、**相手国側企業から相手国側の公的支援機関に問い合わせ**ください。

(2) 提出先 Web入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/sbhoou9237j0>

(3) 提出方法

(※) 共同提案の場合には代表法人が提出

■ 入力項目

- ①国際共同研究開発テーマ名（相手国側企業等の国名）
- ②代表法人番号（13桁）
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名（姓と名の上にスペース必要）
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）必要）
- ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩研究開発の概要（1000文字以内）
- ⑪技術的ポイント
- ⑫代表法人主任研究者
- ⑬共同提案法人名及び主任研究者（複数の場合は、列記）
- ⑭利害関係者
- ⑮研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）
例：研究開発項目①××会社、研究開発項目②△△会社
- ⑯研究期間（提案する研究期間を記載）
- ⑰提案額（助成率を適用する前の提案総額を記入）
- ⑱初回の受付番号（再提出の場合のみ）

①～⑱の項目を入力

■入力項目

- ①9提出書類（提案書）（A1（様式第1）をPDFファイルにしてアップロード）
- ②0提出書類（その他）（A2～A13、B1をそれぞれPDFファイルにした上で、一つのzipファイルにまとめてアップロード）
- ・ **ファイルにはパスワードは付けない**てください。
- ・ Web入力フォームで送信ボタンを押すと、受付番号が表示されます。再提出時には、①8初回の受付番号を入力してください。**再提出の場合は、再度、全資料をアップロード**してください。
- ・ 提出書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に**提案受理のメール**を送付。

（4）提出期限（公募締切）

2024年1月31日（水）正午（日本時間）アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、受け付けません。

また、書類に不備等がある場合は審査対象となりません。

通信トラフィック状況等により、入力や資料のアップロードに時間がかかる場合があります。特に**提出期限直前は混雑する**可能性がありますので、受付期間内に受付番号表示まで完了するように**余裕をもってアップロード**してください。

6. 助成先の選定について

詳細は公募要領P.14を確認ください

16

外部有識者による採択審査委員会の審査基準

採択審査基準	審査細目	重み付け
1. 研究開発の内容、研究目標・計画		
(1) 研究開発内容の新規性、技術の優位性	提案された共同研究開発内容に 新規性があり、技術的に優れているか。 研究開発要素があるか （単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか）。	3
(2) 研究目標・計画の妥当性	研究開発目標は、適切かつ定量的に設定され、目標を達成するための研究計画は実現可能か（研究期間、予算額、技術的可能性）。	3
2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制		
(3) 国際共同研究の必要性、有効性	日本側事業者と相手国側事業者とで共同で実施することにより、 国内研究機関等とのみの連携よりも、両者にとってメリット があることが明確か（シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。 日本側事業者と相手国側事業者の 優れた技術を掛け合わせた相互補完的な国際共同研究開発 となっているか。	4

6. 助成先の選定について

詳細は公募要領P.14を確認ください

17

採択審査基準		審査細目	重み付け
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性	共同実施体制は妥当であるか（ 日本側事業者と相手国側事業者との明確な役割分担とバランスが確保 されているか） 日本及び相手国側の参加者（委託先も含む）は、本研究開発を遂行するための能力を有するか（関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等） 共同実施体制の知財の管理・運営は妥当か。	3
3. 事業化・実用化計画、リスク対策			
(5)	事業化・実用化の実現可能性	提案内容は、事業化・実用化による 国際市場の獲得の可能性 （国際競争力）を有し、成果の普及による経済・社会的な波及効果が見込めるか。	4
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策	提案内容の事業化・実用化計画において、 想定されるリスク（競合他社、技術変革、周辺特許、市場変動等）を分析し、その対策の検討 がなされているか。	2.8
4. 優遇措置			
(7)	事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合		0.2

各項目は5段階評価×重み付け係数で配点、合計100点で評価。(7)「表明あり」は1点（5点×0.2）

5点	本項目は、優れている	2点	本項目は、やや劣る。
4点	本項目は、やや優れている	1点	本項目は、劣る。
3点	本項目は、普通である。		

採択結果の通知及び公表

- ① 採択された事業については、**NEDOから提案者に通知**します。不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2024年4月下旬～5月上旬を予定しています。
- ② 採択された事業に関しては、提案者の企業名、助成事業の名称を**NEDOのウェブサイト**に公表します。また採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトで公表します。
- ③ NEDOは必要に応じて**ニュースリリースを行う場合があります**。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は、事前にNEDO国際部までご相談ください。

(1) 交付決定通知書で定める条件

NEDOは、交付決定通知書において、助成金を交付するに当たっての条件として、交付規程の第9条第1項の各号に加え、第9条第2項に基づき、以下の①～③を定める予定です。

① 助成事業者が上場した場合の通知

助成事業者が上場した場合は、**速やかにNEDOまで通知**してください。その通知結果をもとにNEDOにて、本助成事業の中止等を決定できるものとします。

② 相手国側の公的支援機関による資金支援の終了等

相手国側企業等が相手国側の公的支援機関から資金支援を受けることができなくなった又は資金支援を受けていない（自主的な取り下げ・取りやめも含む）ことが判明した場合は、**原則として、その時点でNEDOの助成も終了**することとします。なお、当該事象を把握した場合は、**NEDOまでその旨通知**してください。

③ 相手国側企業等との共同研究の中止・終了等の場合の通知

相手国側企業等と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、**速やかにNEDOに対して、CAの終了予定日又は解除予定日とその理由等と共に通知**してください。その通知結果をもとにNEDOにて、本助成事業の期間短縮、中止等を決定できるものとします。

(2) 助成金の支払

概算払と精算払があります。

①概算払（交付規程第14条、様式第12）

助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払う

年度4回の支払：5月、8月、11月、翌年2月

②精算払

助成期間完了後（確定検査完了後）に手続きされる最終の経費の支払い

(3) 処分制限財産の取り扱い（交付規程第16条、様式第13、15）

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には**処分制限**があります。

(4) 企業化状況報告書等の提出（交付規程第24条、様式第20）

助成事業期間の**終了年度の翌年度以降5年間**は、毎年、**企業化状況報告書**をNEDOに提出していただきます。

(5) 収益納付（交付規程第25条、様式第20）

助成事業期間の**終了年度の翌年度以降5年間**は、当該助成事業の企業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付（**収益納付**）していただくことがあります。

(6) テーマ別事後評価委員会

助成事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、**テーマ別事後評価委員会**を開催します。助成事業者の皆様には資料の作成及び**プレゼンテーション**を行っていただきます。

(7) 相手国側企業等とのCAについて

CA締結に当たっては、知的財産担当部署や知的財産の専門家と相談のうえ、**知的財産権の取り扱いについてもCA内に規定**するようにしてください。ドラフト段階で、我が国企業の知的財産権の保護の観点から、CAを拝見させていただきます。

(8) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表事業者が登録を行ってください。この場合、その他の提案者や委託、国内の共同研究先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、本公募要領の別紙1（P25）をご確認ください。

研究者アカウントの新規登録について、最大2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

各国の公募サイト

Eurekaの公募ページ（以下URL）の左側タブDownloadablesからダウンロードできるcall textに各機関の公募サイトのリンクとコンタクト先が掲載されています。

<https://www.eurekanetwork.org/open-calls/globalstars-japan-2023>

対象国	公的支援機関	公募サイト
カナダ	National Research Council Canada (NRC)	https://nrc.canada.ca/en/irap/about/international/index.html
チェコ共和国	Ministry of Education Youth and Sports	https://www.msmt.cz/vyzkum-a-vyvoj-2/inter-eureka-1
フランス共和国	Bpifrance	https://bel.bpifrance.fr/deposer-un-dossier.html
スペイン王国	The Centre for the Development of Industrial (CDTI)	https://www.cdti.es/noticias/el-cdti-innovacion-promueve-la-llamada-eureka-globalstars-con-japon-para-el-desarrollo-de
オランダ王国	Rijksdienst voor Ondernemend Nederland	https://mijn.rvo.nl/eloket/login-start.html
シンガポール共和国	Enterprise Singapore	https://form.gov.sg/64c3b879fa6e8f0012a11e6b
英国	Innovate UK	https://apply-for-innovation-funding.service.gov.uk/competition/1752/overview/fc1fc0f6-bb40-4dce-98e9-72a2eaff95b0#summary

対象国の共同研究先をお探しの場合

EUREKA側で設置したバーチャルマーケットプレイスもご活用いただけます。登録した参加者間だけで共同研究の可能性を話し合うことが可能です。

[EUREKA GlobalStars Japan Virtual Marketplace 2023/2024 \(Round 2\)](#)

本公募に関するお問い合わせは、2024年1月24日（水）まで、公募ページの「ご相談フォーマット」を使って下記宛て電子メールで受け付けます。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国際部 ディープテックコファンドグループ
メールアドレス : dt.cofund@ml.nedo.go.jp

提出書類の提出期限（公募締切）

2024年1月31日（水）正午（日本時間）アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、受け付けません。
また、書類に不備等がある場合は審査対象となりません。

※通信トラフィック状況等により、入力や資料のアップロードに時間がかかる場合があります。特に**提出期限直前は混雑する**可能性がありますので、受付期間内に受付番号表示まで完了するように**余裕をもってアップロード**してください。